

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月七日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第三十一号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

三十九年聖籠町規則第二号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項第二号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。